

「くらしき幼児教育ネットワーク」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「くらしき幼児教育ネットワーク」(以下、本会)という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務を担当する校園におく。

(目的)

第3条 本会は、幼児教育の現場に必要な情報の共有、未来を担う子どもたちの人格形成に必要な幼児教育の研究実践、感性豊かな幼児教育関係者の養成を通して、岡山県における幼児教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事柄に取り組む。

- ・幼稚園教員養成課程、とくにより良い幼稚園教育実習のあり方についての協議
- ・幼稚園教員に必要な資質・能力についての協議
- ・幼稚園教員養成機関及び幼稚園での特色ある取組の報告
- ・現職教員の資質向上のためのプログラム開発と運営
- ・幼児期の教育の重要性を周知するための研修会及び講演会の等実施

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- ・倉敷市私立幼稚園協会加盟園。(以下「幼稚園」という)
- ・岡山県内の幼稚園教員養成機関で本会の趣旨に賛同したもの。(以下「養成校」という)
- ・上掲のほか、本会の趣旨に賛同するもので、総会で認めたもの。

(会費)

第6条 会員は総会において決定した会費を納入するものとする。

2 前項の規定により納入された会費等は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(退会)

第7条 会員で退会しようとする者は、その理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第3章 役員

(理事)

第8条 本会に理事をおく。理事には、幼稚園と養成校の双方から若干名就くものとする。

(監事)

第9条 本会に監事をおく。監事には、幼稚園と養成校の双方から各1名就くものとする。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、各所属団体より選任され、総会において承認を得る。

- 2 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 3 理事長1名及び副理事長1名は、理事会において選出する。
- 4 役員欠員が生じた場合、理事会の承認をもって補充できる。

(役員職務権限)

第11条 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 監事は、業務の執行状況、資産の状況を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中であっても会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(顧問)

第13条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は本会の運営について理事長の諮問に応ずる。

第4章 総会

(総会の招集)

第14条 総会は毎年1回実施する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会の実施は、少なくとも1ヶ月前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面により通知する。

3 総会の議事進行に必要であると理事会が認めた場合、会員以外の幼児教育関係機関等に通知し、参加を要請できる。

(総会に付議すべき事項)

第15条 この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項は総会に付議する。

- ・事業計画及び収支予算
- ・事業報告及び収支決算

(総会の議事)

第16条 総会の議長は、出席者より選出する。

2 総会の議事は、この規約に別段の定めのあるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決要領等の通知)

第17条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(理事会)

第18条 理事長又は理事の2分の1以上が必要と認めるときは、理事会を招集できる。

(会議の議事録)

第19条 総会及び理事会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2人以上の署名押印のうえ、これを保存する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 本会の資産は次のとおりとする。

- ・会費
- ・寄付金品
- ・その他の収入

(資産の管理)

第21条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の決議によりこれを定める。

(決算の認定、予算の議決)

第22条 本会の収支決算は、理事長が作成し、理事会及び総会の承認を受ける。

2 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(規約の変更)

第24条 この規約の変更は、理事会及び総会においておのおの4分の3以上の賛成をもって効力を生じる。

(施行細則の制定)

第25条 この規約の施行細則は、理事会及び総会の議決を経て定める。

附則

- 1、この規約は、本会設立の日から施行する。
- 2、平成21年10月19日より施行する(第10条 第4項)
- 3、平成27年6月22日より施行する(第2条)